

B20 東京サミット共同提言

"Society 5.0 for SDGs"

〔仮訳（英文正文）〕

2019年3月15日

B20 東京サミット共同提言
"Society 5.0 for SDGs" [仮訳 (英文正文)]

I.	世界経済に関する基本認識と未来社会のビジョン	1
1.	喫緊の地球規模課題：持続可能かつ包摂的な発展に向けて	1
2.	「Society 5.0 for SDGs」の実現	2
3.	B20 東京サミット原則	3
II.	Society 5.0 を通じた SDGs 実現に向けた政策提言	4
1.	すべての人々のためのデジタル革新	5
(1)	データ活用のための政策枠組みの整備	5
(2)	サイバー・セキュリティ分野の国際協力の推進	6
(3)	社会全体でのデジタル革新の加速	7
(4)	信頼できる AI 活用の促進	8
(5)	実世界のプロジェクトの立上げ	9
2.	すべての人々のための貿易と投資	9
(1)	WTO 改革	9
(2)	国際ルールの強化	10
(3)	包括的かつ高水準の FTA の確立	12
(4)	越境投資の促進	13
(5)	国際的な規制協力の改善	14
3.	すべての人々のためのエネルギーと環境	14
(1)	地球規模・長期の低排出な社会の実現	15
(2)	循環型社会の実現	16
(3)	自然と調和する社会の実現	18
4.	すべての人々のための質の高いインフラ	18
(1)	資金の効果的な動員	18
(2)	質の高いインフラを促進するための措置	19
5.	すべての人々のための仕事の未来	19
6.	すべての人々の健康と福祉	20
(1)	デジタル化の促進	21
(2)	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ	21
(3)	感染症に対する準備と対応の改善	22
(4)	健康と生産性の管理を促進する企業の自発的な取組みの支援	22
(5)	健康的な生活の保証と高齢化時代の福祉の推進	22
7.	すべての人々にとっての清廉性	23
III.	すべての人々のための企業の取組み	24
1.	「B20 企業自主行動計画」	24
2.	関連ステークホルダーとのコミュニケーションの適宜強化	25
IV.	結論	25

I. 世界経済に関する基本認識と未来社会のビジョン

1. 喫緊の地球規模課題：持続可能かつ包摂的な発展に向けて

貿易摩擦と地政学的緊張の高まりを受けて世界経済の下方リスクは顕著になりつつあり、底堅く拡大してきた世界経済の減速を招いている。国際ルールでは十分統治できない経済活動が拡大し、貿易の領域にまで課題を提起している。様々な要因による反グローバル化の感情も台頭している。これらの課題は既存のガバナンス構造に重大な挑戦を突きつけている。こうした課題を断固として克服するためには、より一層の政策協調の推進、ルールの改訂、およびコンプライアンスの徹底を通じて、ルールに基づく自由、公正で開かれた国際経済秩序を強化する必要がある。同時に、各国が必要な構造改革に決然と取り組むことも求められる。

また、世界は依然として中長期的な根本課題に直面している。具体的には、貧困、飢餓、職業能力を得るのに不十分・不適切な教育、若年層を中心とする長引く失業、インフォーマル経済、ジェンダー間の不平等、社会保障に影響を及ぼす人口動態の変化、自然・エネルギー資源制約、気候変動等の課題である。これらはいずれも、解決に向けて遅滞なく対処すべき優先課題である。これらの問題に取り組み、ジェンダーや年齢、民族、宗教を問わず持続的かつ包摂的な発展を実現するためには、目標を高く掲げることが不可欠である。各国政府は適切な政策手段を動員し、地方、国、国際のあらゆるレベルで社会の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組みを一層推進すべきである。

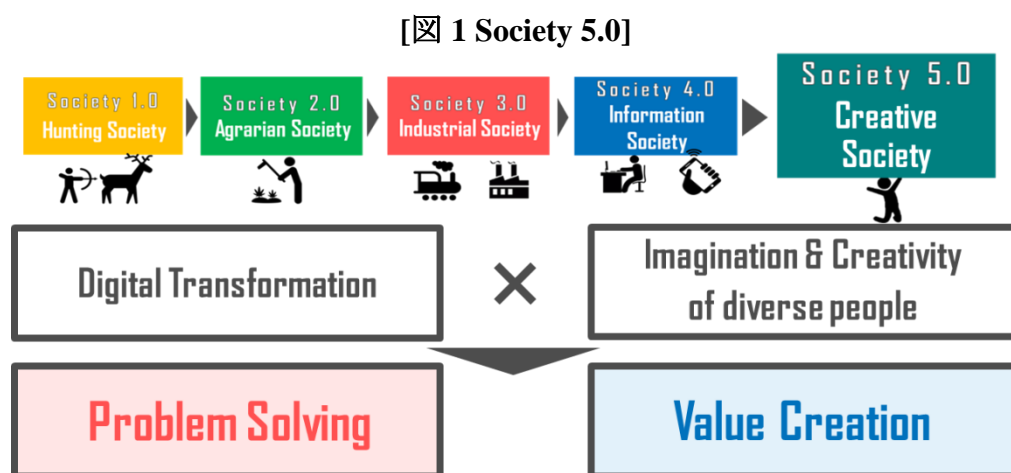
持続的かつ包摂的な開発を達成するために必要な資源を確保する上で、すべての規模・分野の企業、国／地方の公的機関、さらに他のステークホルダーは、各々の能力に応じて重要な役割を果たす。但し、現在の不確実性が解消されない限り、人的資本、資金、知的資本をはじめとするこれら資源は十分には動員されない。

世界金融危機から 10 年が経った今日ほど国際協力が求められるときはなく、G20 の果たすべき役割は一層高まっている。G20 諸国・地域の企業を代表する B20 は、われわれの社会が目指すべき将来ビジョンをここに提示する。われわれは、困難で課題の多い状況下、G20 が大阪サミットでリーダーシップを発揮することを大いに期待している。

2. 「Society 5.0 for SDGs」の実現

SDGs は、すべての人々が平和と繁栄を享受できるようにすべての国に適用される 17 の目標を定めており、この達成に向けて継続的かつ着実な前進が必要である。B20 は、2030 年とその先に至る、世界で最も喫緊な社会・経済・環境の諸課題に取り組むべく、SDGs を支持する。SDGs は、世界のニーズと野心をビジネスによる課題解決へと変える新たな視点をすべての企業に提供している。企業はイノベーションを推進し、資金源を提供し、経済発展と雇用のためのエンジンとなる。SDG の実行に向けた取組みを加速しなければならない。

このため、各国政府はその経済・社会的な影響に然るべく配慮しつつも、縦割りを排し競争を促進し、消費者の生活を豊かなものとする観点から、モノのインターネット（IoT）、第 5 世代移動通信システム（5G）、ビッグデータ、クラウド・コンピューティング、人工知能（AI）、ロボット、ブロックチェーンなどのデジタル技術の採用を奨励すべきである。G20 各国の政府、企業、市民社会は、経済・社会の課題を解決するために創造力を発揮し、新しい価値を創造する必要がある。これが、われわれを狩猟社会（1.0）、農耕社会（2.0）、工業社会（3.0）、情報社会（4.0）に続く、人類の第 5 段階である新たな社会「Society 5.0」へと導く。



出所：Society 5.0—ともに創造する未来（経団連）

われわれは、デジタル化が職場の顕著な変化やデータの囲い込みによる社会的格差の拡大、プライバシーが著しく損なわれる監視社会のリスクなどをもたらす可能性があることを認識している。しかしながら、IoT やビッグデータ、AI を有効活用することによって、人間の創造性を活かし、最先端の技術を活用した未来の新しい社会を創造することが可能になると信じている。これらの技術

を利用することで、(1)人間の目で捉えにくい知見の発見、(2)データにおけるパターンの自動特定と異常の自動検知、(3)精度の向上、(4)作業効率の向上と機器障害の予測、(5)リスク管理の高度化、(6)多くの産業で著しい損失をもたらす予定外休止の回避、(7)新規・改良製品・サービスの提供、等が達成可能となる。同時に、われわれはこの変革に誰ひとり取り残されないようにすべく、官民協力が必要であることを認識している。このため、政府は経済界と緊密に連携しつつ、以下の7つの領域における政策・施策を具体的かつ迅速に実施することが必要不可欠である。

[図 2 Society 5.0 for SDGs]



3. B20 東京サミット原則

われわれ B20 は G20 に対し、Society 5.0 の実現を通じた SDGs の達成に向け、次の共同提言を前向きに検討し、実行に移すことを求める。Society 5.0 for SDGs を実現するための具体的な政策・施策は、以下の「B20 東京サミット 7 原則」に基づいて実施してモニタリングすべきである。

- (1) 持続可能性：SDGs を達成
- (2) 包摂性：多様性を確保
- (3) 未来志向：急速に変化する世界にあって近視眼的姿勢を排除

- (4) **ビジネス主導**：規模やセクター、地域にかかわらず、企業の創造力、イノベーション、起業家精神を推進
- (5) **透明性**：説明責任と清廉性を確保
- (6) **ルールベース**：予見可能性と一貫性を実現
- (7) **多国間志向**：様々な国やステークホルダーとの協力や対話を通じて、地球規模の課題への解決策を提示

II. Society 5.0 を通じた SDGs 実現に向けた政策提言

Society 5.0 for SDGs を実現するためには、イノベーションを促進し、その恩恵を社会全体に裨益させることが不可欠である。

多様な専門領域における多様な知識の組み合わせを通じて達成するイノベーションを促進し、投資を喚起する政策を立案することが極めて重要である。したがって各国政府は、既存企業やスタートアップ、学界を結集し、インセンティブとなる政策を通じて研究・開発を拡充するよう、イノベーション・エコシステムを推進すべきである。

加えて、イノベーションの成果を社会全体に裨益させ、包摂的でバランスのとれた持続可能な成長を実現するためには、多様性を確保するとともに、ジェンダー・ギャップを解消し、零細・中小企業（MSMEs）の能力強化によりグローバル経済への参加を促しつつ、後発開発途上国（LDC）や中所得国を含む発展途上国の成長促進を通じて各国間の開発格差を縮小することが求められる。この点、G20 議長下でのアフリカおよび LDC の工業化支援に向けた中国の取組みを引き続き実施するとともに、ドイツが G20 議長国として開始した「アフリカとのコンパクト（Compact with Africa）」を実施し入念にモニタリングする必要がある。さらに、アルゼンチンが G20 議長国として進めた「G20 食料安全保障・栄養フレームワーク」を推進して飢餓と栄養不良のない世界を実現することによって、包摂的成長のために人間の最も基本的なニーズを満たすことが重要である。とりわけ栄養失調についての公共政策を立案・実施するにあたって、対話と協力に関する官民の事例を取り入れることも不可欠である。

以下の政策提言を国際協力の強化を通じて実施する際、特に発展途上国と LDC は、最先端の技術を利用し Society 5.0 を実現することで飛躍的な発展を達成することが可能である。

1. すべての人々のためのデジタル革新

デジタル革新のメリットを享受するには、すべての人々がインターネットに繋がる環境を確保することが不可欠である。各国政府は引き続き、接続性の確保を最優先課題と位置付けるべきである。とりわけ第 5 世代移動通信システムは、Society 5.0 実現の鍵を握る柱である。各国政府は、企業が必要な投資を行うよう奨励し、中小零細企業を含むすべての人々が、市場原理に基づき持続的にデジタル・インフラを利用できる政策枠組みを遅滞なく構築すべきである。このために、GICA（グローバル・インフラストラクチャー・コネクティビティ・アライアンス）がデジタル・インフラの資産クラス化に寄与することが期待される。

自然災害や伝染病など様々な地球規模課題に取り組むには、膨大な量の信頼に足る関連越境データを組み合わせることが極めて重要である。信頼できるデータとビッグデータの解析能力は、デジタル革新の恩恵をすべての人々に裨益させる上で重要な役割を果たす。このため、われわれ B20 はとりわけ、国境を越えた次元に重点を置いて提言する。

世界的に都市化が進む中、地球規模課題に取り組み、持続可能な開発を実現するためには、都市の成長を成功裡に管理することが求められる。このため、われわれ B20 は Society 5.0 for SDGs の実現に向けた G20 の取組みの一環として、スマートシティに焦点を当てるよう提案する。この取組みは先進国のみにも留まるべきではなく、途上国の多くの大都市の課題解決にも資するべきである。

(1) データ活用のための政策枠組みの整備

A) 次世代データ・ガバナンス枠組みの確立

電子商取引を促進する観点から、われわれはデジタル製品・サービスの無差別的な取扱いと、電子的送信に対する関税不賦課を提言する。さらに、国ごとに異なる法規制に鑑み、次世代データ・ガバナンス枠組みの構築においては以下の事項を優先すべきである。

- リスクに基づくセキュリティとプライバシー保護の基準について、法域を越えた国際的な相互運用性を推進することによって、各国のプライバシーやデータ保護、知的財産権に関する法的枠組みを尊重しつつ、国境を越えたデータ、情報、アイデア、知識の自由な流通を確保

- ▶ コンピューター設備の所在地に関する企業の独立した意思決定、ならびに企業情報の機密保持を確保することによって、電子商取引を促進

G20 はブロックチェーンのような次世代技術を活用し、民間セクターによるデータ利用方法の開発を奨励すべきである。

B) 電子商取引に関する WTO ルールの実現

デジタル・エコノミーはこれまで急速に拡大してきたが、現行の WTO ルールでは今日の課題に適切に対応することは不可能である。こうした中、われわれ B20 は、2019 年 1 月 25 日に 76 カ国が発出した電子商取引に関する共同声明の下での進展に留意する。現実のビジネスの変化を把握し事業を進めやすい環境を確保するため、われわれは電子商取引の貿易的側面についての WTO 交渉を速やかに開始するための迅速な努力を支持するとともに、可能な限り多くの国・地域が参加する高水準の成果を達成することを目指し、関係国・地域が革新的で開かれた包摂的な形で取り組むよう奨励する。

電子商取引が様々な国際フォーラムの重要議題に位置付けられるよう、G20 は、できる限り注力すべきである。

C) デジタル課税に関する時宜を得た多国間合意の形成

G20 は、税源浸食と利益移転 (BEPS) の包摂的枠組みと併せて、デジタル化に伴う課税面での課題に対応する多国間合意を適時に形成し、投資や雇用創出、経済成長を奨励する、世界的に公正かつ持続的、近代的な国際課税システムを実現すべきである。各国は、多国間枠組みが整う前に一方的措置を取ることは差し控えるべきである。

デジタル経済への急速なシフトが進展している。長期的解決策として、課税は収益ではなく利益に基づいてなされるべきである。これは、デジタル化されたより広範な経済に適用されるとともに、比例性の原則に従い、歪みを回避し、二重課税の事例を減らし (例えば、有効な紛争解決メカニズムを通じて)、納税者と課税当局の事務負担を極小化するものである。

(2) サイバー・セキュリティ分野の国際協力の推進

サイバー・セキュリティに地球規模で協調して取り組むことが、事業活動と世界の経済成長のために不可欠である。G20 は緊密に協力して以下を実行すべきである。

- イノベーションを阻害せず、企業に不要な負担も課さない規制的アプローチによって補完された、リスクに基づく自主的なサイバー・セキュリティ枠組みの採用
- エコシステムへの新規リスクを伴うことなく特定の目的を達成するため、インシデント報告の調和と簡素化の推進
- グローバルなサプライチェーン全体の ICT リスクを管理する、一貫性のある、または相互運用可能な枠組みの開発・運用。自主的なグローバル・セキュリティ基準（例：ISO 基準等）の利用を通じた相互運用可能なサイバー・セキュリティ対策の実施の支援
- 企業の自主的なサイバー・セキュリティの強化に向けたインセンティブの提供
- サイバー攻撃やサイバー・インシデントに関する企業間・セクター間の有意義かつ自主的な情報共有プログラムの奨励。ベスト・プラクティスの共有を通じたより効果的な防衛
- 国家や非国家主体によるサイバー攻撃に対する市民、産業、公的機関等を防衛するための有意義かつ自主的な官民連携。G20 および国連サイバー・セキュリティ専門家会合等の国際フォーラムでの協力推進が非常に重要
- 年齢、性別、出身によらない、サイバー・セキュリティ教育の充実

(3) 社会全体でのデジタル革新の加速

A) 社会的受容性の向上

G20 は、デジタル技術に関連する機会を認識し、デジタル機器や情報サービスの利用と採用を阻害する障壁を減らすのみならず、以下の措置を通じて社会と市民の信頼を向上させる対策を推進すべきである。

- 社会情動的スキルと認知スキルに十分配慮しつつ、仕事の未来に必要なスキルを考慮した、質の高い教育と生涯学習の機会の拡大、確保。デジタル教育の統合を可能とする教育システムの改善。この点、中核となる能力としての STEAM（サイエンス、テクノロジー、エンジニアリング、芸術、数学）教育の重視。技術関連教育が切り拓く将来キャリアを示すことが早い段階で関心を刺激する上で重要
- インターネット上のセキュリティとデータのプライバシーに関連する問題に対する認識や理解を含む、デジタル・リテラシーの向上。性別、年齢、出身にかかわらず、すべての人々へのデジタル教育の提供。デジタル教育の包摂を可能とする教育システムの改善
- 効果的なオンライン消費者の保護の推進

- 技術を通じた人々の生活の改善に関する具体的事例の提示
- 技術に基づく新たな解決策を促進するための規制のサンドボックスやイノベーション・ハブなどのイニシアティブの推進。これらツールは革新的な製品・サービスを特定の条件下でテストする環境を提供

B) デジタル技術の広範な普及の促進

G20 各国は政策目的を追求する際、デジタル技術を活用し断固とした取組みを進めることで、世界経済の持続的かつ包摂的な発展のための基盤を形成すべきである。

G20 各国は包括的な電子政府を構築し、実行に移すべきである。このため、各国は行政手続きのプロセスを合理化・簡素化すべきである。これによって、とりわけ中小零細企業にとって事業を進めやすい環境を創出するのみならず、個々の市民にも裨益する。さらに、各国政府は知的財産権を保護しつつ、新しい製品・サービスの開発を奨励し得る公的データの公開を推進すべきである。

また、政府による支援は、デジタル技術の社会全体への普及を促進する上で有用である。例えば、人口が高齢化している国において、政府はデジタル化した金融サービスやモビリティ・サービスの利用法について全年齢層に情報を提供する必要がある。この情報は、包摂性を高め、継続的な社会参加と市民参加を確保する上で極めて重要である。

(4) 信頼できる AI 活用の促進

人的資本への投資拡大ならびに AI の研究開発に基づくデジタル技術の社会的・経済的メリットを最大化するためには、信頼できる AI を構築し、G20 諸国が「AI-Ready」な社会に変革することが必須である。その際、AI およびその他のデジタル技術は、なかんずくエネルギー消費や気候変動、ヘルスケアを含む SDGs の目標達成に向けて活用すべきである。このためにも、各国政府が公的データを公開することが不可欠である。

われわれはしかしながら、過去のあらゆる産業革命同様、社会課題を克服する必要性を認識している。G20 は先導役として、企業および他のステークホルダーと協力しつつ、AI のメリットが十分に裨益することを確保すべく、信頼を得て社会で広範に活用されるような、全体的かつ人間中心で未来志向の AI 開発・利用原則を定めるべきである。

(5) 実世界のプロジェクトの立上げ

われわれは G20 各国に対し、スマートシティ間の協力を促進することで Society 5.0 の実行を支援するよう要望する。G20 は、先端デジタル技術によってインフラの高度化を指向する自治体が市民のためにより良い選択をできるよう、支援すべきである。グローバルなスマートシティ・コアリションは各都市の経験やベスト・プラクティスを共有可能とし、プライバシーおよびセキュリティの遵守を含む共通の基本理念の採用を奨励することで、透明性や開放性、相互運用性を高めるとともに、適切な規制枠組みを構築し、都市がデータ・エコノミーのプラットフォームとなるのを支援できよう。探求的アプローチの一環として、G20 各国が候補となる都市を指定することが期待される。

2. すべての人々のための貿易と投資

地球規模の成長と発展のエンジンとして、国際貿易・投資は貧困撲滅に大いに寄与してきた。繁栄の拡大や所得格差の縮小、社会的安定の維持のため WTO で規定されている、ルールに基づく多角的な貿易原則の実現に向けて、G20 は決意を新たにすべきである。こうした WTO ルールを適切かつ包摂的に更新することによって、経済の現状に対応し、ひいては SDGs の達成に寄与することが可能となる。

G20 は、貿易の効果や便益に関する共通の理解を確立し、貿易による負の影響を受けた人々への支援を改善しつつ、貿易がより包摂的になるよう注力すべきである。

(1) WTO 改革

WTO は多角的貿易体制の守護者としての役割を果たしてきたが、上級委員会の委員の指名が膠着状態に陥るなど、現在、深刻な難題に直面している。さらに、WTO のルールは今日および将来の貿易のニーズを十分に反映しておらず、意思決定過程も改善する必要がある。グローバルな貿易規範を維持するとともに、発展を続ける国際経済の実態に合致する新たなルールを構築するためには、時機に適った改革が求められる。G20 ブエノスアイレス首脳宣言が WTO の機能改善に向けて必要な改革を支持していることも踏まえ、われわれ B20 は以下を提言する。

A) 紛争処理機能の救済、改善

紛争処理は WTO ルールの有効性を高める重要な役割を担っている。われわれ B20 は G20 に対し、上級委員会の委員選出プロセスでの手詰まり状態を可能な限り早急に解決するよう強く要望する。われわれはまた、増大、複雑化する貿易紛争に対応すべく、WTO 紛争処理システムの手続きをより効率化するように求める。

B) ルール形成機能の改善

WTO にとって最も根本的な課題の一つは、ルールの改訂方法である。多角的プロセスの停滞を回避するため、加盟国は考えられる改善点に柔軟な姿勢を取るべきである。この点、WTO の交渉および意思決定プロセスをより効率的、効果的なものとし、代替的な意思決定ルールを導入すべきである。コンセンサスに基づく多角的な解決は依然として最終目標ではあるものの、より柔軟なアプローチを通じて新たなルール作りを進めようとする加盟国を妨げてはならない。特別かつ異なる待遇 (S&D) は引き続き適用されるが、加盟国は経済の実態と能力を反映した義務を引き受けるべきである。

加盟国間の交渉と協議を推進するため、データを収集、提供、分析する WTO 事務局の機能を強化すべきである。

C) 監視機能の改善

WTO のもう一つの重要な機能は、加盟国による確実なルール遵守である。この点、全加盟国が通報義務を遵守することを担保するために、WTO の監視機能を改善する必要がある。

D) 様々なステークホルダーとの協議の仕組みの制度化

WTO と加盟国が現実に行き起きている急速な変化に対応するためには、WTO と様々なステークホルダー、とりわけ経済界との協議メカニズムを改善することが有効であろう。

(2) 国際ルールの強化

A) 公平な競争環境の確保

G20 は、企業が自由で公正な競争を追求できるように、公平な競争環境を確保する WTO のルール改訂を支援すべきである。このため、改善される WTO ルールと整合的でない産業補助金は除去すべきであり、いかなる主体も所有関係に基づいて非商業的に入手可能な便益に優先的なアクセスを得るべきではない。

経済的影響とルールを伴う同じ規制（破産手続きを含む）がすべての人に適用されるべきである。

同時に、われわれは鉄鋼の過剰供給能力に関するグローバル・フォーラム（GFSEC）の協力的で実り多い作業（粗鋼生産能力の開発や関連する政府の政策についての情報交換を含む）を高く評価する。G20 首脳宣言で触れられたように、実行に関するさらなる注力と進展が求められる。GFSEC が「グローバルな課題に一丸となって取り組む」精神を継続することを期待する。

B) 知的財産の保護

知的財産を有効に保護する法的枠組みは企業にとって決定的に重要である。知的財産の保護は研究開発投資へのインセンティブとなるだけでなく、透明性を高め知識の普及を促進する。WTO は、既存ルールのより良い遵守を確保すべく取り組み、知的財産を保護、徹底するためルールを改善すべきである。技術移転は商業的考慮に基づくべきである。同時に、最貧国の発展のような公共政策目的は自主的なベースで支援されてよい。

C) 財・サービスにおける市場アクセスの改善

新分野でのルール作りに関係国を参加させ、市場アクセスの改善に寄与する複数国間・多国間の取組みを奨励すべきである。この観点から、各国政府は情報技術協定（ITA）の拡大を推奨し、新たなサービス貿易に関する協定（TiSA）の交渉とともに、煩雑な税関手続きを避ける包括的な環境物品協定の策定に向けた取組みを再開すべきである。また、政府調達協定（GPA）への各国の加盟を積極的に促しつつ、WTO 全加盟国による貿易円滑化協定（TFA）の完全実施を強化、加速すべきである。

加えて、WTO はサービスの国内規制（資格要件・審査手続、技術基準、免許要件・手続に関する制約など）の透明性、公平性を向上させる一連のルールを定め、コンプライアンスの負担を軽減すべきである。

グローバルな食料貿易に対する不当な障壁は、持続可能な食料安全保障を阻害し、食料生産やイノベーションへの投資の妨げとなりかねない。この点で前進することは、SDGs に規定されている「飢餓ゼロ」の達成に向けた必須条件である。

D) 金融市場の分断の回避

グローバルなルールの実施が法域ごとに異なる金融サービス等の分野において、規制が細分化する兆候が拡大しつつある。2018年ブエノスアイレス・サミットでのG20首脳声明の通り、グローバル・スタンダードを着実に実施し、独立した立場から実施前後の影響評価を行い、公平な競争環境を確保し、市場の分断化や保護主義、規制裁定を回避する、という決意をG20は改めて確認すべきである。市場の分断は、金融を安定させようとする努力の効果を弱める。

G20は、規制サイドの国際基準実施のコンバージェンスを測るために選ばれた基準が、銀行についてのみならず代替的資金源や銀行以外の仲介機関についても、整合的に適用されるよう徹底しなければならない。今後は、バーゼル委員会(BCBS)が規制に伴う複数の影響を分析し、ルール自体を適宜調整することが重要になる。

E) 中小零細企業のグローバル・バリューチェーンへの統合支援

中小零細企業に優しい政策枠組みを確立し、デジタル貿易の潜在力を活かすことによって、あらゆるレベルで財・サービスのグローバル・バリューチェーン(フード・バリューチェーンを含む)に中小零細企業を統合するよう支援することは極めて重要である。中小零細企業の統合は、「小企業優先(Think Small First)」という確立した原則に従ったWTO中小零細企業ロードマップによって追求すべきである。グローバル市場への中小零細企業の参加が拡大することによって、イノベーションを拡大、加速し、技術と経営ノウハウの波及を促し、スキル・セットを拡大、深化し、生産性を向上させる機会が生まれる。

(3) 包括的かつ高水準のFTAの確立

市場アクセス拡大のため、WTO加盟国間で様々なFTAが交渉、批准されてきた。これらFTAでは中小零細企業のニーズにも注意を払い、一貫した透明性、ならびに企業との対話を確保すべきである。

WTOの規範と原則に整合的な包括的かつ高水準のFTAが、ルールに基づく多国間貿易体制を強化し、多角的なルールを整備するための基盤として資することを、G20は認識すべきである。FTAはWTOルールと整合的でなければならず、世界中の様々なWTOプラス規定を積極的に採用すべきである。他方、WTOルールに沿わない排他的条項や数量制限は盛り込むべきではない。

(4) 越境投資の促進

A) 国際投資を促進する措置のリスト

国際投資は受入国において雇用を創出し、国際貿易を促進する。発展途上国のキャパシティ・ビルディングを後押しするばかりか、各国の事情も勘案しつつ、SDGs の達成に必要な持続可能な成長の実現にも資する。G20 は、開かれた、無差別で透明かつ予見可能な投資環境を確立する決意を新たにし、グローバル投資政策決定に関する G20 指針、ならびに以下項目のさらなる履行を支持すべきである。

- a) 正当な公共政策上の懸念に合致し得ない要求は控え、継続的に知的財産権を保護
- b) 保護主義と看做されないよう、国家安全保障の目標を達成するための政策は、投資の流れへの影響を最小化するよう策定、実施
- c) 投資に適用されるルールや規制、課税、政策、関連する公的機関、一般的条件に関する情報を透明性のある形で提供
- d) 利用可能で拘束力のある紛争処理メカニズムなどの措置によって、外国の投資家と投資対象をライフサイクル全体で保護する。投資に関する主要な紛争を解決する、中立的で政治に影響されない国際的なメカニズムへの投資家アクセスを提供
- e) 各国の法律や状況に従って、資本、情報、自然人の円滑な流れを促進
- f) 継続中のサイバー・セキュリティ人材の育成と教育等を通じて、途上国の能力構築を促進
- g) 官民の投資家のための公平なグローバル競争環境を支援

B) 投資円滑化の促進

われわれ B20 は、投資円滑化に関する WTO の共同イニシアティブを歓迎、支持しており、投資に適した環境を提供するため、既存のアライアンスを通じて、投資円滑化に関する多国間枠組みの構築に寄与する用意がある。投資円滑化に向けた多国間アプローチによる取組みは、投資ルールのさらなる細分化につながりかねない二国間交渉に対し、費用効率の高い選択肢と考えられる。

投資円滑化協定は、開放性や透明性、予見可能性、無差別、官僚的形式主義の排除、国際協力の向上、焦点の設定、ベスト・プラクティスの促進と採用に重点を置き、定期的に見直すべきである。

(5) 国際的な規制協力の改善

規制の違いはコスト上昇をもたらしている。規制が細分化してきちんと実施されないことに伴うコストを低減すべく、規制協力の有効な枠組みを提供することが重要である。政府は、透明性を高めルール作りのプロセスにステークホルダーを関与させること、質の高いデータと健全な科学を活用すること、規制についてリスクに基づくアプローチを取ること、規制影響評価を実施すること、規制の国際的な影響を考慮すること、国際基準を活用すること、そして、民間部門の適合性評価を利用すること、などにコミットすべきである。G20 は、他国のアプローチや国際基準も勘案しつつ、国際フォーラムを通じた規制協力を推進すべきである。

3. すべての人々のためのエネルギーと環境

気候変動、エネルギー転換、資源効率、生物多様性保全への取組みは、密接に関係している。エネルギーの供給・消費における温室効果ガスの排出削減への道筋、資源効率化、生物多様性保全といった企業の環境に関するイニシアティブを、信頼性が高く実行可能な企業の経営戦略に組み込んでいくことは、各々の取組みの相乗効果を生み、事業機会の拡大、ひいては SDGs やパリ協定の達成にも資するものである。

こうした前提の下、企業は、これらの環境に関するイニシアティブを企業経営に統合させる「環境統合型経営」(Integrated Environment Corporate Management)に取り組んでいく。この「環境統合型経営」を継続して実践している企業は、イノベーションが環境変化への強靱性と適応力を高める戦略的要素の好例であることから、「環境統合型経営」に取り組む企業を奨励すべきである。従って、B20 は G20 に対し、気候変動に関する緩和と適応、エネルギー転換、資源効率、生物多様性保全の政策を、調和の取れた形で推進するとともに、一貫性のある環境・経済政策の実現に向け、経済界の提言や「環境統合型経営」の重要性を認識することを求める。

(1) 地球規模・長期の低排出な社会の実現

世界の経済界は、温室効果ガスが低排出となる将来を形成し、パリ協定の長期目標（2°C目標や今世紀後半の排出と吸収のバランス）を実現するという、ビジネスならではの機会と責任を有している。気候変動対策を事業戦略・投資・オペレーションの中心に据えている企業は、今まで以上に増えている。企業は、気候変動対策の主要な担い手であり、この分野における経験や助言、リソースを提供する主体でもある。また同時に、産業競争力を高め、雇用を創出し、持続可能な経済成長の促進に貢献している。こうしたことから、B20 は G20 に対して、国内および国際的な気候変動政策の策定プロセスに企業が関与できるよう強く求める。

G20 は気候変動を引き続き重要な政治課題とし、短期・長期の政策を示すべきである。パリ協定の目標に向けて、2050 年までに地球規模での脱炭素化社会（very low-emissions society）を実現するためには、パリ協定の締約国がコミットした NDC（国が定める貢献）の達成に向けた、エビデンスに基づく経済合理的な施策を実施すべきである。COP24 の成果も考慮しつつ、各国のベスト・プラクティスを共有して学ぶために、最も優れた地球規模の排出削減策を G20 各国で国際的にレビューすべきである。

世界全体が脱炭素化経済に移行するためには、緊密な国際協力と開かれた市場の下、十分な技術と資本を G20 諸国から新興国に移転することで技術の飛躍的發展を促し、排出削減と SDGs の実現を図っていく必要がある。こうした移転を促進するプログラムを優先的かつ迅速に進めるべきである。経済界は、多くの企業が国際的に事業を展開していることを踏まえ、十分な知的財産権の保護が環境分野のイノベーションを支えるとの認識に立ち、グローバル・バリューチェーンを通じた温室効果ガス（GHG）の削減や、高効率・低排出技術の地球規模での普及促進に重点を置いていく。

脱炭素化社会を実現する手段として、外部性を十分に内部化し、世界全体で限界削減費用を均等化させるカーボン・プライシング（炭素への価格付け）について、国際的に議論を深めることも重要である。この議論においては、炭素価格がどの程度経済行動を適切に動機付けるのか、また、とりわけ、持続可能なエネルギーへのアクセスに問題を抱えている国々におけるエネルギー価格への影響はどうか、といった点に重点を置くべきである。経済成長と企業活動を妨げないことも重要である。

従って、経済界は、意欲的かつ実現可能な公正な移行を実現しつつ、競争力を維持・強化する包括的な政策フレームワークを求める。さらに、G20 は、インフラ投資、建築基準法令の整備、気候変動の局地的影響に関する理解、市民の意識向上など、レジリエンスを高めるための適応策を主要課題とするよう、引き続き取り組むべきである。

パリ協定をはじめ、科学コミュニティや技術報告書で要請されている 2050 年までの大幅な排出削減、ならびに今世紀後半の排出と吸収のバランスを達成するためには、革新的技術の研究開発および社会実装（R&D&D）が必要である。G20 は、公正かつ技術中立な市場における自由競争を確保しつつ、革新的技術の研究開発・社会実装を後押しすることで、商業ベースでの普及を図るべきである。その際、低排出・ゼロエミッション技術や強靱性のあるエネルギー・システムへの資金提供（開発途上国向けの譲許的資金提供を含む）、この分野に関連する専門的サービスも重要な役割を果たす。

エネルギー政策と気候変動政策は相互に密接な関係にある。エネルギー効率の向上とクリーンで持続可能なエネルギーへの転換は、現在の排出増加のトレンドを反転させるために必要であることから、一層重視されるべきである。G20 は、すべての人々にエネルギー・アクセスを保証し、エネルギー効率の向上とクリーンで持続的なエネルギー・システムへの転換を促すべきである。その際、安全性の確保を大前提に、エネルギー安全保障、経済性、環境適合性（S+3E）のバランスを取りつつ、各国の置かれた状況（例えば、発展段階、エネルギー・システム、エネルギー源、需要の動向、技術、競争力、資本ストック、地理・文化の違い）を自国のエネルギー政策に反映していくべきである。

(2) 循環型社会の実現（廃棄物の適正処理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）および適切な価値の維持、熱・エネルギー回収を含む資源効率化、イノベーション促進）

G20 は資源効率化への効果的な施策について、グローバルな対話と協力を促進すべきである。例えば、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックに関しては、最も深刻な懸念が生じている地域での技術導入や、廃棄物の適正処理が挙げられる。

A) 海洋プラスチックごみ問題への取組み

プラスチックはわれわれの経済と日常生活において重要な役割を果たしている

が、プラスチックの取扱い、特に不適切な廃棄は、環境、人の健康、経済発展に対する大きな脅威となっている。政府、消費者、そして企業のグローバルな取組みにより、価値の維持、廃棄物の適正処理、そしてプラスチック廃棄物とマイクロプラスチックの河川や海洋への流出を防ぎ、不適切な廃棄を最小限に留めるべきである。

G20 諸国は、国内での廃棄物の適正処理を推進し、プラスチック廃棄物の海洋への流出防止策を速やかに講じるべきである。また、各国政府は民間部門と協力して、リユースおよびリサイクルされたプラスチック、代替素材、バイオマスプラスチックおよび／または生分解性プラスチックについてのイノベーションを促し、これらの素材のコストを低減させて普及を促進すべきである。公教育と消費者への情報提供を通じて、資源の効率化に関する理解を促進すべきである。この問題を解決する革新的な技術開発を推進することも欠かせない。

G20 はプラスチック廃棄物の海洋流出の実態についての十分な理解を促し、海洋プラスチックごみとマイクロプラスチックが生態系と人の健康に及ぼす影響について科学的データを集め、海洋ごみ問題の主要な課題を明らかにすべきである。この目的のために、G20 は、統一的なモニタリング方法を開発し、科学的研究を支援すべきである。言うまでもなく、海洋プラスチックごみ問題は地球規模の課題である。従って G20 は、プラスチック廃棄物の海洋流出を地球規模で大幅に削減する効果的な行動を促すべきである。このような背景から、地球規模での知識の共有、技術移転、協調を促進して海洋プラスチックごみ問題に取り組むことが G20 に求められる。

B) 廃棄物の不法投棄の撲滅および廃棄物の適正処理と 3R の促進

G20 は廃棄物の不法投棄が公衆衛生、環境、経済発展に及ぼす悪影響を認識し、法の施行を強化するなど、不法投棄の撲滅に断固として取り組むべきである。各国政府は必要なインフラ（リユース可能な資材の回収など）に投資し、リサイクルやその他の二次利用の選択肢を十分に確保すべきである。また、各政府はリデュース、リユース、その他の価値の維持に関する方策におけるイノベーションを可能とする環境を支援すべきである。加えて、各国政府は資源の効率化と循環経済を推進するために、企業や消費者と協力して廃棄物の適正処理、3R、熱・エネルギー回収を促進すべきである。さらに、個々の事情に即して、ビジネスモデルを変えて資源の効率性を高める方策を積極的に検討、推進すべきである。特に自主的取組みを重視すべきである。

(3) 自然と調和する社会の実現

生物多様性は持続可能な社会の重要な土台であり、われわれは国際社会の一員として役割と責任をすべての人々と共有することにより、連携・協働しながらその保全に寄与するよう行動すべきである。G20 は「自然共生社会の構築を通じた持続可能な社会の実現」のため、「愛知目標」の達成に向けて科学的知見に基づく各地域の自主的な行動に投資するとともに、「ポスト 2020 目標」の枠組みづくりに貢献すべきである。このため企業は、生物多様性の主流化に向けて経営資源を動員し、意識を向上させるなどの積極的対策を推進する。加えて、環境教育と人材育成にも率先して取り組む。環境保全や他の手段を通じて達成される生物多様性は食糧生産にも密接に関係する。G20 は農業生産性を高める技術の開発と採用を促進し、持続可能な食糧生産、強靱な農業手法、さらには食品廃棄物の削減を実現すべきである。

4. すべての人々のための質の高いインフラ

質の高いインフラの整備を、各国の状況を考慮しながら進めることは、経済成長を享受する基盤となる。都市化の進展や人口増加等によりインフラ需要が拡大していることを踏まえると、十分な安全性とメンテナンスを備える形でインフラ・ギャップを解消することは、包摂的で持続可能な成長の達成に寄与しつつ、アクセスしやすく手頃な投資機会を提供する。この目的のために、各国の強みを相互補完的に活かしつつ国境を越えた協力をさらに促進すべきである。

(1) 資金の効果的な動員

各国政府は、関連政策により資金を効果的に動員して、インフラ・ギャップの解消を目指すべきである。

受入国は、商業的理由により民間からの投資が確保できない場合は公的予算を割り当てるべきであり、一方、先進国は政府開発援助や能力構築などの支援システムの拡大に十分な資金を供与すべきである。

機関投資家を含む民間資金を動員するため、受入国はプロジェクトの準備（例えば国際開発金融機関（MDB）主導の Well-Prepared Projects (WPP)）と実施後の分析を大幅に強化し、リスクの効果的な低減と適切な分担、そして官民連携を推進することで、収益性を確保すべきである。加えて、MDB と公的金融機関

は商品を改善し様々なサービスを提供して、商業的にはカバーできないリスクを軽減すべきである。また G20 は、規制当局と民間セクター間の協力の奨励や、SDGs を達成する上での規制および報告上の制約の検討等を通じて、国際的な金融のネットワークと規制を改善し長期投資を支援すべきである。さらに、インフラ・プロジェクトのデータ不足の解消や、官民共同投資プラットフォームの準備などを通じて、インフラを金融市場で資産クラス化することが重要である。

(2) 質の高いインフラを促進するための措置

資金難に直面している国にはインフラへの初期投資を最小に抑える動機があるが、初期費用にのみ注目することは耐久性や強靱性の不足、ライフサイクル・コストの増大をもたらす可能性がある。加えて、公衆衛生、安全、環境、地域社会の雇用創出に悪影響が及ぶこともある。

G20 は関係当事者に対し、以下の要素に基づき質の高いインフラを促進し、持続可能な開発が可能となるよう奨励すべきである。

- A) 開発戦略、開放性、透明性、財政健全性との整合性
- B) 安定性、安全性、強靱性
- C) 質の高い現地開発：雇用創出、能力構築および技術移転
- D) 経済的、財務的な健全性：ライフサイクル・コストや市場の活用を含む費用効率
- E) 社会および環境の持続可能性

5. すべての人々のための仕事の未来

“仕事の未来”はすべての人々にチャンスをもたらす。SDGs Goal 8 を達成するためには、社会的イノベーションに向けた包括的なアジェンダの展開が求められる。しかし、労働市場に対するコミットメントは十分ではなく、成長、能力向上、雇用適性の獲得のための機会が手付かずのままとなっている。B20 は、持続可能な労働市場の整備に向けて、雇用に関するより効果的なコミットメントの実行を求める。

良質で多様な働き方は、労働市場を包摂的にし、安定的なセーフティ・ネットに資するものである。デジタル技術は、個人の就労、働きがい、労働市場の効

率性、そして全体の生産性を高めることを通じて、こうした働き方を促す。また、デジタル革新は新たな雇用機会を生み出す。B20 は包摂的なデジタル革新を実現するため、G20 に対して以下の課題に取り組むことを強く求める。

- A) デジタル時代の仕事に資するべく、起業家や自営業者がアイデアを事業化し、これをより円滑に発展させていくことが可能な、イノベーションに優しい枠組みを確立すること。この枠組みは、イノベーションを生み出そうとする人々による企業の設立と発展を促し、革新的な経済に資するものとするべきである。また、既存の中小・零細企業に新たな技術を活用する力を与えるものとするべきである。
- B) 労働法制を必要に応じて柔軟化することで、開放的で活力ある、そして包摂的な労働市場を実現するとともに、セーフティ・ネットを強固で使い勝手の良いものとしていくこと。多様な雇用形態は、特に女性、高齢者、若年者、障害者など支援が求められるグループの労働市場への参加を促す。
- C) 多様な働き方の創出や労働法規の執行を通じた労働市場の整備に重点を置くこと。
- D) 変化する職場やテクノロジーに適応するため、労働者の生涯学習へのアクセスを拡大するとともに、教育訓練のベスト・プラクティスの共有を促すこと。加えて、若年者が機会を獲得し、起業精神を身につけ、将来の高度人材となるための自己研鑽ができるよう、職業訓練・学校教育の場を保証すること。なお、こうした対策は所得補償に優先されるべきものである。また、求められるスキルが頻繁に変わる世界では、離職者は仕事に対する適性を失いかねない。労働者と企業は、失業期間を教育訓練の機会と見なすべきである。労働市場政策は、企業と協力して生涯学習に注力すべきである。

6. すべての人々の健康と福祉

身体的・精神的な健康は最も重要な人的資本であり、Society 5.0 の土台である。経済成長は、予防や健康増進から治療やケアに至るまでの全世代の健康状態に依存する。各国政府は健康、成長、生産性の連関を考慮し、「すべての政策で健康を考慮／すべての政策に健康の視点を」の考え方を支援すべきである。また、多くの G20 諸国における人口の高齢化の進展を考慮すると、高齢者

の福祉を促進することが重要である。同時に G20 は、低・中所得レベルの諸国にとって医療システムを強化し強靱性を育てることが必要不可欠であるだけでなく決定的でさえあることを認識すべきである。こうした目標の達成に向け、G20 は民間のステークホルダーとの対話をより重視し、互いに支援しあう国際協力の発展を支援すべきである。

(1) デジタル化の促進

G20 は、医療情報のデジタル化や様々なデータの相互運用、健康寿命の延長や医療効率の向上につながるデータに基づく品質改善など、デジタル技術を通じた医療の改善を図るべきである。各国政府は、情報と技術の有効活用を支援するインフラの構築を目指して政策を実施するとともに、官民のステークホルダーと協力すべきである。集約された質の高いデータは、適切なスキルや計算能力を利用することで、新しい医薬品やワクチンの開発でのイノベーションを支援するとともに、年齢に関連する認知症疾患、あるいは、癌、HIV／エイズ、抗菌薬耐性のような特定の医療ニーズに対応することができる。さらに、集約された質の高いデータにより、ヘルスケア分野におけるモバイル技術を促進することができ、診断や治療等の改善に繋がり、健康増進に向けた意識付けや、予防慢性疾患管理の改善、医療コストの削減を促進することができる。分散管理台帳技術であるブロックチェーンは、個人の医療情報の信頼性向上に資する。

(2) ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ

B20 は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに向け、G20 が力を合わせて取り組むことを歓迎する。効果的かつ効率的な健康・福祉関連施策の提供を通じた財政面での持続性を確保するため、各国政府はアウトカムに基づく、費用対効果を改善すべきである。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現の成功への要素として、G20 は多角的なセクターとの関わりを促進すべきである。

また G20 は、既存の薬やワクチンの供給および将来の創薬に向けた研究開発の促進に資するイノベーションの価値を認める政策を擁護すべきである。G20 はさらに、オーダーメイドの医療、医療機器、予防や診断などの分野で継続的な研究開発を促進することにより医療提供の仕組みを改善し、すべての医療システムにおいてそのメリットを患者に差別なく効率的に提供すべきである。

(3) 感染症に対する準備と対応の改善

感染症は多くの人命を差し迫った危険にさらすだけでなく、経済と国際貿易関係に悪影響を及ぼす可能性もある。G20 は、感染症の悪影響の最小化に向けた、準備・対応に関する国際協力を推進するプラットフォームとなるべきである。各国政府は官民連携の重要性を認めて促進し、新しい伝染病が差し迫った脅威をもたらしかねない重要分野の研究開発を促進すべきである。

こうした取組みの中には、免疫プログラム、予防措置、疾病監視システム、そして研究能力が含まれる。マクロ経済的手法で経済リスクを評価するとともに、ワクチンを備蓄し必要に応じて移動を規制することにより、重要インフラの適正な機能を確保できる。

基盤構築に向けては官民横断的なステークホルダーが重要な役割を果たすため、ステークホルダー間の多角的な協力を強化することが必要である。

(4) 健康と生産性の管理を促進する企業の自発的な取組みの支援

従業員の健康状態と活力を高めることは、企業業績と資本市場での価値を向上させるだけでなく、高齢化社会の中で健康寿命を延伸させ、社会参加の促進につながる。G20 には、健康と生産性の管理を改善する企業の自発的な取組みへの支援が期待される。

(5) 健康的な生活の保証と高齢化時代の福祉の推進

多くの G20 諸国において人口高齢化が進む中、寿命の延長、人口増加率の低下、その他の人口動態上の要因による圧力が高まっている。従って、公的な医療保険や介護保険、普遍的な退職後保障などの社会保障を提供することが困難になる。こうした状況下、G20 は、社会保障制度の持続可能性を確保するために医療費を抑制し無駄を削減するなどの効率的な運営に向けた措置を講じるべきである。

こうした中、G20 は、高齢期の経済的安定性の確保に向けた自助努力の支援を目指す商品を提供する上で民間セクターの役割がますます重要になることを認識すべきである。G20 には、自助努力による解決を促進することが期待される。

人口高齢化の時代においては、上記の取組みとは別に、政府が高齢者をデジタル化した金融・移動サービスを利用できるよう啓発することや、高齢者を含む既存労働者のスキル向上／再教育を促進することが重要である。

7. すべての人々にとっての清廉性

企業は、あらゆるレベルで責任ある事業活動を行い、清廉性を保つことの重要性を強調している。腐敗との戦いは常に優先事項でなければならず、企業、政府はもとより、広範な社会の間で緊密な対話を行いながら取り組まなければならない。腐敗は良好なガバナンスを蝕み、信頼を損ない、投資を脅かす。B20は、透明で公正なガバナンスと法の支配の重要性を繰り返し訴えとともに、G20 に対し、成長の必須条件として、国内の法規制に従って以下の行動を取るよう求める。

- (1) 以下のような共同の行動を促進することを通じて、賄賂の需要側と供給側に対処する。
 - A) 腐敗防止宣言
 - B) 清廉性協定
- (2) 中長期的なプロジェクトに焦点を置き、公的調達における透明性を確保する。
- (3) 実質的所有者の透明性に関する過去の G20 コミュニケの要件の実施を追求する。
- (4) 需要側・供給側の双方で最高水準の倫理、清廉性、コンプライアンスを促進し、組織に対する信頼を再構築する。
- (5) 企業によるコンプライアンスの取組みと自主的な情報開示を政府が考慮に入れる一方、教育を通じて清廉性の文化を涵養しつつ、企業内のコンプライアンス文化の採用を推奨する。

III. すべての人々のための企業の取組み

われわれ B20 メンバーは、売手、買手、社会のすべてのためになるウイン・ウイン・ウイン（三方良し）の状況を作り出すべく、共に Society 5.0 の実現に向けた取組みを強化し、SDGs の達成に貢献する決意である。

1. 「B20 企業自主行動計画」

われわれは企業に以下の取組みを強く促す。

- (1) 人権を尊重する。
- (2) Society 5.0 for SDGs を実現するため、経済界による積極的かつ自主的な対策に着手する。
- (3) 企業戦略に SDGs を組み込み持続可能な経済成長を実現するとともに、イノベーションを通じて社会課題への解決策を提供する。
- (4) 公正かつ自由な競争ならびに適切な取引および調達を行う。
- (5) 従業員の潜在能力を最大限に高めるとともに、ジェンダー・ギャップの解消と新しい成長のカタチを実現するため、ダイバーシティ&インクルージョンを推進する。
- (6) 環境と経済の優先課題の統合を主体的に進める。
- (7) 責任ある社会主体として行動し、政治団体、市民社会、地域社会、政府機関との緊密な対話を維持する。
- (8) 適切なリスク管理の枠組みと危機管理プロセスを、政府と協議しつつ積極的に統合し、企業とその従業員の危機（反社会的勢力、テロ、サイバー攻撃、自然災害、市民社会や企業活動を脅かすその他の危機等）への備えを徹底する。

2. 関連ステークホルダーとのコミュニケーションの適宜強化

- (1) 必要な企業情報を公正かつ効果的、主体的に、透明性のある方法で開示する。
- (2) 株主や投資家と建設的な対話を行う。
- (3) 幅広いステークホルダーと主体的にコミュニケーションを図る。

IV. 結論

先進国と発展途上国のすべてのステークホルダーは、Society 5.0 for SDGs を実現するために協力することが推奨される。

われわれ B20 は、G20 閣僚会議やタスクフォース会議で議論される具体的な課題についてさらに詳しい見解を示すため、一層貢献していく所存である。

[添付]Society 5.0 for SDGs の例 (企業による具体例)

各国経済団体

Argentina	B20 Argentina 2018
Australia	Australian Industry Group (Ai Group)
Brazil	National Confederation of Industry Brazil (CNI)
Canada	The Canadian Chamber of Commerce (CCC)
China	China Council for the Promotion of International Trade (CCPIT)
EU	BusinessEurope
France	Mouvement des Entreprises de France (MEDEF)
Germany	B20 Germany 2017 (BDI, BDA, DIHK)
India	Confederation of Indian Industry (CII)
Indonesia	Kamar Dagang Dan Industri Indonesia (KADIN Indonesia)
Italy	General Confederation of Italian Industry (Confindustria)
Japan	Keidanren (Japan Business Federation)
Mexico	Consejo Empresarial Mexicano de Comercio Exterior (COMCE)
Russia	Russian Union of Industrialists and Entrepreneurs (RSPP)
Saudi Arabia	Council of Saudi Chambers for Foreign Affairs
South Africa	Business Leadership South Africa (BLSA)
South Korea	Federation of Korean Industries (FKI)
Turkey	The Union of Chambers and Commodity Exchanges of Turkey (TOBB) Turkish Industry & Business Association (TÜSİAD)
UK	Confederation of British Industry (CBI)
USA	U.S. Chamber of Commerce
Chilie	Sociedad de Fomento Fabril F.G.
Egypt	The Federation of Egyptian Industries
Netherland	VNO-NCW (The Confederation of Netherlands Industry and Employers)
Spain	CEOE (Spanish Confederation of Employers' Organization)
Singapore	Singapore Business Federation
Thailand	The Thai Chamber of Commerce and Board of Trade of Thailand
Vietnam	Vietnam Chamber of Commerce and Industry

国際経済団体

Business and Industry Advisory Committee to the OECD (BIAC)
Global Business Coalition (GBC)
International Chamber of Commerce (ICC)
International Organisation of Employers (IOE)